

副 本

令和8年 第3回 吉川市教育委員会会議録

令和8年3月24日 (火)

吉川市教育委員会告示第3号

令和8年第3回吉川市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和8年3月17日

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

- 1 日 時 令和8年3月24日（火）午後3時から
- 2 場 所 吉川市役所202会議室
- 3 報告事項
なし
- 4 付議案件
 - 第8号議案 令和8年度吉川市教育行政重点施策について
 - 第9号議案 学校医の委嘱について
 - 第10号議案 教育支援センター指導員の任命について
 - 第11号議案 学校における働き方改革基本方針（吉川市版）の一部改正について
 - 第12号議案 吉川市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 第13号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について
 - 第14号議案 令和8年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について
【非公開】

開会の日時	令和8年3月24日 午後3時
閉会の日時	令和8年3月24日 午後3時45分
会議開催の場所	吉川市役所202会議室
教育長	清水 孝二
教育長職務代理者	荒井 一美
会議に出席した委員の氏名	
席順	1 清水 孝二 2 小林 照男 3 岡田 早代子 4 塩入 英明
会議に欠席した委員の氏名	
	荒井 一美
説明のため会議に出席した者の職・氏名	
教育部長	岡崎 久詩
副部長兼学校教育課長	野見山 伸一
教育総務課長	大瀧 和寛
生涯学習課長	油川 誠
学校教育課学校支援担当主幹 兼教育センター所長	秋山 千幸
生涯学習課文化財保護 担当主幹	山崎 功二
会議に出席した事務局職員	
書記長（教育部長）	岡崎 久詩
書記（教育総務課管理担当）	松井 勉
傍聴人 1人	

令和8年第3回吉川市教育委員会会議 議事日程

日 程	議案等番号	内 容	提出者等
		開会の宣告	教育長
日程第1	—	前回会議録の承認について	〃
日程第2	第8号議案	令和8年度吉川市教育行政重点施策について	〃
日程第3	第9号議案	学校医の委嘱について	〃
日程第4	第10号議案	教育支援センター指導員の任命について	〃
日程第5	第11号議案	学校における働き方改革基本方針（吉川市版）の一部改正について	〃
日程第6	第12号議案	吉川市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について	〃
日程第7	第13号議案	埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について	〃
日程第8	第14号議案	令和8年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について【非公開】	
日程第9	—	その他	〃
		閉会の宣告	教育長

会議の要点記録

◎開会の宣告（午後3時）

○清水教育長 ただいまから令和8年第3回吉川市教育委員会会議を開会する。

◎日程第1、会議録の承認について

○清水教育長 （議題の宣告）

（採決の宣告・採決・前回会議録は承認）

◎日程第2、第8号議案、令和8年度吉川市教育行政重点施策について

○清水教育長 （議題の宣告及び報告を求める発言）

○岡崎教育部長 第8号議案「令和8年度吉川市教育行政重点施策について」を説明させていただく。本案については、第6次吉川市総合振興計画の部門別目標の実現に向けた単年度の実行計画として令和8年度吉川市教育行政重点施策を、別添のとおり策定したので、この案を提出するものである。

○清水教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○小林委員 吉川市教育行政重点施策の次の見直しは、いつになるのか。

○大瀧教育総務課長 吉川市教育行政重点施策は、年度毎に作成しているものである。

○清水教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

（採決の宣告・採決）

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第8号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第3、第9号議案、学校医の委嘱について

○清水教育長 （議題の宣告及び報告を求める発言）

○岡崎教育部長 第9号議案「学校医の委嘱について」を説明させていただく。本案については、推薦団体である吉川松伏医師会より、現在学校医として委嘱している学校医のうち3名について、交代の意向と後任の推薦があった。当該3名は、令和7年4月1日付けで委嘱しており、その任期は令和9年3月31日までとなっているが、このたび、当該3名に替えて、別紙に掲げる者を令和8年4月1日付けで新たに学校医として委嘱するため、案のとおり提出するものである。なお、既存の小中学校学校医と合わせるため、任期は令和9年3月31日までとする。

○清水教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

(採決の宣告・採決)

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第9号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第4、第10号議案、教育支援センター指導員の任命について

○清水教育長 (議題の宣告及び報告を求める発言)

○岡崎教育部長 第10号議案「教育支援センター指導員の任命について」を説明させていただく。本案については、令和8年3月31日をもって、現在の教育支援センター指導員の任期が満了となるため、別紙に掲げる者を令和8年4月1日付けで新たに任命するため案のとおり提出するものである。

○清水教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

(採決の宣告・採決)

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第10号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第5、第11号議案、学校における働き方改革基本方針(吉川市版)の一部改正について

○清水教育長 (議題の宣告及び報告を求める発言)

○岡崎教育部長 第11号議案「学校における働き方改革基本方針(吉川市版)の一部改正について」を説明させていただく。本案については、令和5年1月に施行された「吉川市版・学校における働き方改革基本方針」を、令和7年4月の埼玉県教育委員会「学校における働き方改革基本方針」の改定を受けて改定するものである。なお、詳細については、担当課長より説明をさせていただく。

○野見山副部長兼学校教育課長 内容について詳細を報告させていただく。これは、令和7年4月の埼玉県教育委員会「学校における働き方改革基本方針」の改定を受けて改定するものである。改正の概要としては主に4点となる。2ページ上段の目的をご覧ください。1点目が、子ども達のための働き方改革を目的として設定し、子どもの学びを充実させるための手段として位置づけた点である。従来の単なる多忙化解消と負担軽減のみならず、子ども達のための働き方改革であるという点が追加された。続いて、4ページ上段をご覧ください。2点目が、「月45時間以内、年360時間以内の割合を100%にする」という時間管理の目標を継続しつつ、新たに「ウェルビーイング」と「ワークライフバランス」の目標を追加し、教職員が「働きやすい」「働きがいがある

る」と実感できる職場環境の確立を目指した点である。続いて、6ページ中段をご覧ください。3点目が、「定量指標」と「定性指標」が新設され、各取組の達成状況を数値で客観的に判断することと、アンケート等を通じて、教職員が「チームワーク」や「自己成長」、「リフレッシュ」などを実際に実感できているかを測定する点である。続いて、9ページ下段から10ページ上段をご覧ください。4点目が、AI採点システムの導入、公簿の電子化、校務用と授業用端末の統合など、デジタル技術による業務の効率化を図るために校務DX・TXの推進を進めていく点である。この改定により、教職員が心身ともに健康で高い専門性を発揮できる環境を整えることで、「子ども達へのよりよい教育の実現」という本来の目的に向かって、教育の質のさらなる向上に取り組んでいくことである。なお、今回議案として挙げている「働き方改革基本方針」には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が令和8年4月から施行されることに伴い、給特法等一部改正法第1条により新設した給特法第8条第1項の内容が含まれていることを合わせてお伝えする。第8条1項とは、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が示されている。

○清水教育長（質疑及び意見を許可する発言）

○岡田委員 3ページに時間外勤務について記載があり、業務としては、小学校、中学校ともに授業準備と中学校で部活動の割合が高いとある。また、メディア等では、保護者の対応を教師が下校後に対応することが多く、その辺りにとても時間を取られているということを知りますが、そのとおりなのか。

○野見山副部長兼学校教育課長 そういった保護者の対応はある。しかしながら、留守番電話を導入したり、本市においてはスクールロイヤーに相談できる体制を作っており、なるべくその時間が長くないような組織作りも併せてやっているところである。

○塩入委員 時間外の件であるが、これは民間の企業でも当然問題視されている部分だと思う。その中で現状45時間という目標を立てていると思うが、いかにこれを45時間に抑えるか、その辺りの対応はどう考えがあるのか教えていただきたい。

○野見山副部長兼学校教育課長 その部分については、まず先生方自身の意識改革も必要だと考えている。そのため、今回定量指標であるとか、定性指標という形のものも入れており、例えばストレスチェックなどを見ながら先生方自身が、自分自身の意識を改革して、かつハード面においては、今回、TXという言葉を使わせていただいているが、このTXというのはタスクトランスフォーメーションという言葉であり、埼玉県はデジタ

ルに任せられるタスクと、人にしかできない業務をきちんと分けていきたいと思いますというところで、特に、このデジタルに任せられるタスクについては積極的に取り組んでいき、先生方の効率的な業務の遂行を支援していきたいと考えているところである。

○塩入委員 今の話は非常にいいことだと思う。このDX化というのは非常に有効な手段と私も考えているので、どんどん推進してもらいたいと思う。

○清水教育長 (質疑及び意見を許可する発言)
(採決の宣告・採決)

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第11号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第6、第12号議案、吉川市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

○清水教育長 (議題の宣告及び報告を求める発言)

○岡崎教育部長 第12号議案「吉川市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を説明させていただく。令和8年2月24日付教給第181号で吉川市立学校給食センター運営委員会会長あてに諮問した、令和8年4月からの学校給食費について、小学校は月額5,200円、中学校が6,100円に改定することについて、吉川市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正するため、この案を提出するものである。なお、詳細については、担当課長より説明をさせていただく。

○大瀧教育総務課長 内容について詳細を報告させていただく。改正の内容については、保護者から負担いただく給食費の額を、小学校月額5,200円、中学校月額6,100円とするものであり、小学校児童の給食費については、国の学校給食費の経済的負担軽減、いわゆる学校給食費の無償化となる。中学校生徒の給食費については、小学校との均衡と保護者の経済的負担軽減を図る観点から現行の4,900円に据え置くため、規則の附則に特例を規定している。なお、この改正に当たり、令和8年第2回教育委員会会議において、吉川市立学校給食センター運営委員会への諮問についてを議題とさせていただいたところである。その諮問に対する答申として、2月24日、3月9日の2回の会議の中で委員の皆様から様々な意見をいただいたところである。主なものとしては、教職員のなり手が少ない状況に鑑み、教職員に対する配慮が必要ではないかという意見と定期的な見直しを行うべきではないかという意見と保護者等へ丁寧に説明を行うことが必要ではないかという意見であった。このうち定期的な見直し等については、前回の会議の中でも説明をさせていただいたが、こちらについては基本的に随時

見直していくという考えである。また保護者等の説明に関しては、この会議で了承を得られた後に、保護者等に通知等でお知らせを適切に行っていきたいと考えている。

また、教職員への配慮については、会議の中で説明をさせていただいた内容としては、今回、国が進める学校給食費の保護者の負担軽減については、あくまでも子育て支援に取り組む自治体への支援として実施されるものであるということで、先生方には給食費の負担をお願いしたいと考えているということをお伝えさせていただいた。また、給食費の見直しについても、負担感が生じないように適宜見直しを行っていきたいという説明をさせていただいた。教職員の皆様については、今後も安心安全で美味しい給食をきちんと提供させていただくために、この見直しについて、ご理解をいただきたいと考えているということを説明させていただき、委員の皆様には、その内容についてご理解をいただいたところである。

○清水教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

(採決の宣告・採決)

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第12号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第7、第13号議案、埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について

○清水教育長 (議題の宣告及び報告を求める発言)

○岡崎教育部長 第13号議案「埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について」を説明させていただく。本案については、案のとおり規則の一部を改正するものである。主な内容については、埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録について、同一の個人又は団体が複数の登録をすることを禁止する規定を追加するものである。なお、詳細については、担当課長より説明をさせていただく。

○油川生涯学習課長 内容について詳細を報告させていただく。現在、近隣5市1町においては、公共施設の相互利用を行っており、各施設の空き状況の確認や施設予約にあたって、「まんまるよやく」と呼んでいる「埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム」を共同利用している。本規則は、この予約案内システムの利用に関する規則となっているが、このたびの改正については、システム利用の登録において、同一の個人又は団体が複数の登録をすることを明確に禁止しようとするものである。施設予約の方法は、抽選や先着順など施設ごとに異なるが、複数登録ができてしまうと有利となる場合があり、

施設利用の公平性が損なわれる可能性があるため、複数登録を禁止する規定を追加するものである。

○清水教育長（質疑及び意見を許可する発言）

○小林委員 同一の個人又は団体が複数の登録をするというのは、どういうことなのか、詳細について教えていただきたい。

○油川生涯学習課長 今回、問題になっているのが、通常の抽選予約などで団体の場合が一番分かりやすいが、例えば会長と会計で複数登録してしまった場合に、ある日の予約抽選に対して2通申し込みができることになってしまう。そうすると有利に働いてしまうということになるため、1団体1個人で複数の登録をできないようにするという改正になっている。

○清水教育長（質疑及び意見を許可する発言）

（採決の宣告・採決）

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第13号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第8、第14号議案、令和8年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について

○清水教育長 本議案は人事案件のため、非公開にしたいと思うが、よろしいか。

○教育委員 異議なし。

○清水教育長 異議なしと認め、非公開とする。

◎議案 「非公開」

◎日程第9、「その他について」

○清水教育長（事務局から報告等がないかの発言）

○岡崎教育部長 令和8年第4回教育委員会会議の開催については、4月24日金曜日に午後3時から市役所301会議室を予定している。

◎閉会の宣告（午後3時45分）

○清水教育長 以上で本日の議事日程は、すべて終了した。これで令和8年第3回吉川市教育委員会会議を閉会とする。

吉川市教育委員会会議規則第24条第2項の規定により署名する。

令和8年4月24日

教 育 長

教育長職務代理

委 員

委 員

委 員